

## 無効となる入札について

入札に際し、近年、初歩的なミスにより無効となる事例が発生しております。山武水道入札約款及び郵便入札約款の規定に該当する場合のほか、入札公告等であらかじめ指定した事項に違反した入札は、その理由にかかわらず無効となります。

つきましては、注意を要する項目として、過去の事例と併せて無効となる入札をお示ししますので参考にさせていただきますようお願いいたします。

### ◆入札参加資格に関するもの

#### (1) 入札参加資格のない者がした入札

提出された施工実績が、公告で示している同種工事の要件（工事内容や規模等）を満たしていることを確認できない等。

※入札公告「2 入札参加者に必要な資格に関する事項」を要確認すること。

#### (2) 郵便入札において、設計図書配布を受けていない者のした入札

#### (3) 入札参加申し込み時に会社に関する項目（代表者等）が変更になっているにもかかわらず、変更申請をせずに変更前の項目で申し込みをした入札

入札参加申し込み時の会社に関する項目が、「入札参加資格者名簿」と一致していることが必須となります。

変更が生じた場合は速やかに変更届を提出してください。

入札に参加する予定がある場合は、変更になることが分かった時点で総務課契約管財班（TEL0475-55-7851）までご連絡ください。

◆書類等の提出方法に関するもの

- (1) 一の入札につき複数の入札書を郵送した者の入札
- (2) 入札書を封かんした封筒に必要事項の記載がない入札
- (3) 所定の書類が同封されていない又は所定の書類に必要事項の記載がない入札
- (4) 複数の入札書を同封した者の入札
- (5) 申込書、誓約書を同封していない者の入札
- (6) 入札書及び工事費等内訳書を内封筒に封かんせず郵送した者の入札
- (7) 内封筒に申込書及び誓約書を入れたため、入札参加資格要件を確認できない者の入札
- (8) 虚偽の書類等を提出した者の入札
- (9) 委任状が提出されていない代理人のした入札
- (10) 工事費等内訳書の提出を求めた入札において、内訳書を提出しない者、又は、提出された内訳書に重大な不備が認められる者のした入札

◆書類の記載に関するもの（特に関札会場において注意すること。）

入札書等の記載内容が次のいずれかに該当する場合

- (1) 記載事項の全部又は一部が鉛筆書きされている入札
- (2) 商号又は名称、代表者氏名・押印のいずれかが欠けている又は不明確な入札
- (3) 記載すべき事項（工事名及び工事場所等）の全部又は一部の記載がない入札
- (4) 記載すべき事項のいずれかが入札公告の表記内容と一致しない入札
- (5) 入札者の押印がない又は入札者印の印影が不明瞭である入札
- (6) 入札金額の頭に「¥」マークの記載がない入札
- (7) 入札金額の記載がない、入札金額を訂正した又は入札金額が判読できない入札
- (8) 事前に予定価格を公表する事業にあっては、公表した予定価格を上回る入札

◆その他無効となる入札

- (1) 談合の事実が確認された場合の入札又は談合の事実が確認されなかった場合であっても談合の疑いが払拭できないとされた場合の入札
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他法令の規定に抵触する行為を行った者のした入札
- (3) 明らかに連合によると認められる入札

山武郡市広域水道企業団

総務課契約管財班

TEL : 0475-55-7851